に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉒」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の⑳」）」に、「総調整前連結税額基準額（㉔×20/100－(別表六の二(十二)「25」)－(別表六の二(二十)「25」)）／総調整前連結税額基準額の残額（(㉙又は(㉙－㉖))－(別表六の二(十二)「32」)－(別表六の二(二十)「32」)）」を「総調整前連結（㉔×20/100－(別表六の二(の二(十九)「25」)／総調整前連結税（(㉙又は(㉙－㉖))－(別表別表六の二(十九)「32」）

税額基準額十一)「25」)－(別表六／額基準額の残額六の二(十一)「32」)－(

に改め、同表を別表六の一に改める。

別表六の一の付表を別表六の一付表とする。

別表六の一の表中「雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十二)付表「１」の合計）」を「雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十一)付表「１」の合計）」に、「当期償却費総額の合計額の90％相当額 ⑼×90/100」を「当期償却費総額基準額 ⑼×90又は95/100」に、「個別給与控除額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十二)付表「22」の合計）」を「個別給与控除額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十三)「16」の合計）」に、「調整前連結税（別表六の二(／額超過構成額三)「７の㉓」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉑」）」に、「別表六の二(二十二)付表「１」　円」を「別表六の二（二十一）付表「１」　円」に改め、同表の記載要領第１号中「連結法人が」の次に「租税特別措置法第68条の15の６第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の」を加え、同号③中「第39条の47第13項第２号ロ」を「第39条の46の２第13項第２号ロ」に改め、同号を同第四号とし、同第二号中「第39条の47第６項第２号イ」を「第39条の46の２第６項第２号イ」に改め、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「当期償却費総額基準額 ⑼×90又は95/100　⑽　の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号において同じ。）が令和２年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「90又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は95」を消すこと。」

別表六の一を別表六の一とし、同表の次に次の一表を加える。